

三条市環境審議会規則

平成17年5月1日

規則第104号

(趣旨)

第1条 この規則は、三条市環境基本条例(平成17年三条市条例第123号)第26条第7項の規定に基づき、三条市環境審議会(以下「審議会」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長及び副会長)

第2条 審議会に会長及び副会長各1人を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、会務を総括し、審議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第3条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第4条 審議会は、審議に必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は関係者に対して必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第5条 審議会の庶務は、市民部環境課において処理する。

(その他)

第6条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、審議会が定める。

附 則

この規則は、平成17年5月1日から施行する。

附 則(平成20年3月規則第15号)

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

三条市環境基本条例（抜粋）

平成17年5月1日

条例第123号

第3章 環境審議会

第26条 市長は、環境基本法（平成5年法律第91号）第44条の規定に基づき、三条市環境審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、次に掲げる事項を審議する。

（1） 地域環境総合計画の策定及び変更に関すること。

（2） その他市長の諮問に応じ、環境の保全及び創造に関する重要事項を審議すること。

3 審議会は、前項に定める事項に関し、市長に意見を述べることができる。

4 審議会は、委員15人以内で組織する。

5 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

（1） 識見を有する者

（2） 関係行政機関の職員

（3） その他市長が適当と認める者

6 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

7 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。